

ナチュラルオカレンスに該当すると判断されたインフルエンザウイルス株について

令和 5 年 6 月 28 日
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

- 1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）第 2 条第 2 号では、自然条件での核酸の交換を起こすことが知られているウイルスについては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）上のナチュラルオカレンスとして、その対象とする技術から除外する旨を規定しているところです。
- 2 既に 19 種類のインフルエンザウイルス株をカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱う旨の判断が示されているところですが、今回、新たに下記の 1 種類のインフルエンザウイルス株について国立感染症研究所組換え DNA 実験安全委員会の意見等を踏まえ検討を行いました。
- 3 その結果、下記に掲げる 1 種類のインフルエンザウイルス株についてカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱うことと判断します。

記

- IDCDC-RG71A （Antigenic prototype : A/Astrakhan/3212/2020 (H5N8)）